平成２６年（フ）第１５９号
千葉県松戸市紙敷1462番地
破産者　アクトオン株式会社
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３４０７号
東京都文京区本郷３丁目25番４号
破産者　マガジンサプライ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４０８号
東京都中野区沼袋４丁目15番10号、住民票上の住所東京都中野区沼袋４丁目35―４
破産者　種橋　成晴
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１０号
新潟市中央区東堀通八番町1429番地
破産者　株式会社新潟風間
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６７号
静岡県藤枝市岡部町三輪1387番地
破産者　有限会社ダイプラ
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６号
岩手県滝沢市鵜飼向新田152番地10
破産者　有限会社ラシオン
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０９６号
東京都稲城市矢野口973番地ラフィーネ稲城１Ｆ
破産者　ピュアライフ・アートハウジング株式会社
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０９７号
東京都府中市西原町３丁目23番地の１
破産者　太田　隆徳（旧姓西山）
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７号
東京都世田谷区経堂１丁目19番７号
破産者　株式会社真瑠
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７号
岐阜県土岐市下石町304番地の528
破産者　株式会社ニワ化学
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２８号
横浜市保土ケ谷区岩井町25―２
破産者　株式会社アスペック
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７５号
東京都港区芝１丁目３番３号
破産者　有限会社やまと家フードサービス
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
山口県光市島田４丁目４番23号
破産者　アーバンひかり株式会社
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７６４号
千葉県船橋市駿河台１丁目30番29号　渡邊方
破産者　秦　　和晃
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８２号
千葉市若葉区若松町977番地72　グランドステージ・コウＢ館110号
破産者　井上　益宏
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
千葉市緑区あすみが丘東４丁目９番地３　ジェンティーレＡ棟201号
破産者　松岡　郷兵
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
栃木県真岡市上高間木３―23―12　荒井京世方、住民票上の住所栃木県真岡市台町101番地19
破産者　後藤とき江
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第２８９号
さいたま市大宮区桜木町４丁目333番13号大宮法科大学院大学ビル13階
破産者　株式会社昭通テック
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７５号
埼玉県新座市大和田１丁目12番６号
破産者　株式会社ペットモア
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
さいたま市西区西新井526―５
破産者　有限会社エコメディア
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４４号
千葉市美浜区高浜４丁目10番17棟505号
破産者　飯田　勝利
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係